

指定都市の区の組織等の状況(札幌市～浜松市)

(特に指定のない限り令和5年4月1日現在)

	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	横浜市	川崎市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市
指定都市移行年月日	昭和47年4月1日	平成元年4月1日	平成15年4月1日	平成4年4月1日	昭和31年9月1日	昭和47年4月1日	平成22年4月1日	平成19年4月1日	平成17年4月1日	平成19年4月1日
住民基本台帳に基づく人口(人)	1,957,291	1,063,262	1,340,923	978,064	3,755,715 令和5年3月末現在	1,526,673	717,811	770,863 令和5年3月末現在	680,913	790,580
市域面積(km <sup>2</sup> )	1,121	786	217	272	438	144	329	726	1,412	1,558
市区数(区)	10	5	10	6	18	7	3	8	3	7
1区平均人口(千人)	196	213	134	163	209	218	239	96 令和5年3月末現在	227	113
最大区人口(千人)	285 (北区)	294 (青葉区)	193 (南区)	215 (中央区)	355 (港北区)	262 (中原区)	278 (南区)	173 (中央区) 令和5年3月末現在	247 (葵区)	235 (中区)
最小区人口(千人)	111 (清田区)	138 (若林区)	94 (西区)	130 (緑区)	105 (西区)	173 (幸区)	167 (緑区)	43 (南区) 令和5年3月末現在	207 (駿河区)	26 (天竜区)
1区平均面積(km <sup>2</sup> )	112	157	22	45	24	21	110	91	471	223
職階(本庁●●●級)	局長級	局長級	局長級	部長級 (中央区・局長級)	局長級	局長級	局長級	部長級 (他政令市の局長級に準ずる)	局長級	部長級 (他政令市の局長級に準ずる)
市長の市議会への出席	予委・決委は全区長出席、高委に関係区長が出席する場合あり	本会議・委員会とも全区長出席	予委・決委(区審査)は、全区長が出席	本会議・委員会とも関係区長出席	予委・決委・常委に関係区長が出席する場合あり	本会議代表質問に全区長出席、一般質問・予委・決委・常委に関係区長出席	本会議は全区長出席、委員会は関係区長出席	本会議は全区長出席、高委は関係区長が出席する場合あり	本会議は全区長出席、委員会は全区長出席	本会議は関係区長のみ出席、委員会は全区長出席
区職員数	3,205人	1,585人	1,599人	1,016人	7,823	2,407人	318人	2,093人	569人	916
全職員の区に占める割合	14%	11%	10%	8%	17%	12%	4%	19%	6%	10%
1区平均職員数	321人	317人	160人	169人	435	344人	106人	262人	190人	130人
市民分野	市民部 3課	泉中央地区活性化推進室(泉区役所のみ) 泉区部 3課 まちづくり推進部 3~4課	くらし応援室 区民生活部 3~4課	総務課 地域づくり支援課 市民総合窓口課	総務部 6課	まちづくり推進部 4課 区民サービス部 2課	区政策課 地域振興課 区民課 まちづくりセンター	地域総務課 区民生活課	地域総務課 戸籍住民課	区振興課 区民生活課 まちづくり推進課
保健福祉	保健福祉部 4~7課	保健福祉センター 6~9課	健康福祉部 5課	保健福祉センター 4~5課	福祉保健センター 6課	地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支所) 6課	健康福祉課 保護課	保険年金課 健康支援課 福祉事務所 4課		社会福祉課 長寿保険課 健康づくり課
土木・建設	土木部 1課	建設部 3課			土木事務所	道路公園センター				
産業分野							産業振興課			
福祉施設	○(移行時~)	○(移行時~)	○(移行時~)	○(移行時~)	○(昭和52年~)	○(平成7年~)	×(健康福祉局)	○(移行時~)	○(移行時~)	○(移行時~)
保健所	×(保健福祉局)	○(平成8年~)	△(一部機能を全区へ移管)	△(一部機能を全区へ移管)	○(平成6年編入、平成19年~及所化)	○(平成9年編入、平成28年~及所化)	×(健康福祉局)	△(申請窓口機能を全区へ移管)	×(保健福祉長寿局)	×(健康福祉部)
保健センター	○(平成9年~)	○(平成8年~)	○(移行時~)	○(平成9年~)	-	-	×(健康福祉局)	○(移行時~)	○(平成28年4月~)	○(平成22年~)
土木事務所	○(移行時~)	○(移行時~)	×(建設局)	△(一部機能を全区へ移管)	○(平成17年~)	○(平成15年~)	×(都市建設局)	△(道路新設工事業務の一部を全区へ移管)	×(建設局)	×(土木部)
建築課	×(都市局)	○(移行時~)	×(建設局)	×(都市局)	×(建設局)	×(まちづくり局)	×(都市建設局)	×(建設部)	×(都市局)	×(都市整備部)
農務政所	×(経済局)	○(経済局)	×(経済局)	×(経済農政局)	×(環境創造局)	×(経済労働局)	×(環境経済局)	×(△面所)	×(経済局)	×(産業部)
※区役所組織への編入状況										
予算要求先	【管理予算、区独自事業】 市民担当部局 【その他】 事業担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【管理予算、区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【区自主企画事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局	【区執行事業】 市民担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【管理予算、区独自事業】 財政担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	財政担当部局	財政担当部局	【区独自事業】 財政担当部局 【局執行事業】 事業担当部局	【管理予算、区独自事業】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局
事業名	未来へつなぐ 笑顔のまちづくり活動推進事業	①区民協働まちづくり事業 ②地域活性化推進事業 ③地域生活関連整備事業	区まちづくり推進事業	区自主企画事業	個性ある区づくり推進費(自主企画事業費)	地域課題対応事業	区政推進事業	特色ある区づくり予算	①区の魅力づくり事業 ②環境整備事業	①地域力向上事業 ②区大企業(区独自の特色ある事業)
令和5年度予算	326百万円 (1区あたり28~38百万円)	①86百万円 (1区平均17百万円) ②33百万円 (1区平均6百万円) ③156百万円 (1区平均31百万円)	1,765百万円 (1区平均177百万円)	80百万円 (1区平均10百万円)	1,830百万円 (1区平均102百万円)	444百万円 (1区平均64百万円)	92百万円 (1区あたり19~45百万円)	240百万円 (1区平均30百万円)	①33百万円 (1区あたり11百万円) ②30百万円 (1区あたり3百万円)	①36百万円 (1区あたり10~31百万円) ②72百万円 (1区あたり7~25百万円)
配分方法等	区の事業計画に合わせて配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求	基礎額として18区一律に配分する他、人口などの地域特性等に応じて配分	各区一律5百万円+各区が直接財政担当部局へ予算要求	政策的経費等(特外経費)を除き、財政当局が枠配分	各区25百万円+人口面積に応じた加算分を上限に要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているもの「○(編入年)」、一部の区に編入しているもの「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているもの「×(所管部局名)」

※「全職員」は、令和5年「地方公共団体定員管理調査」における対象職員とする。

※全職員に占める区役所職員の割合は、小数点以下を四捨五入した値とする。

指定都市の区の組織等の状況(名古屋市～熊本市)

(特に指定のない限り令和5年4月1日現在)

	名古屋市	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市
指定都市移行年月日	昭和31年9月1日	昭和31年9月1日	昭和31年9月1日	平成18年4月1日	昭和31年9月1日	平成21年4月1日	昭和55年4月1日	昭和38年4月1日	昭和47年4月1日	平成24年4月1日
住民基本台帳に基づく人口(人)	2,289,324	1,381,822	2,744,604	819,346 令和5年3月末現在	1,503,386	699,596	1,181,868 令和5年3月末現在	923,948 令和5年3月末現在	1,582,298 令和5年3月31日時点	729,058
市域面積(km <sup>2</sup> )	326.5	828	225	150	557	790	907	492	343	390
区数(区)	16	11	24	7	9	4	8	7	7	5
1区平均人口(人)	143	126	114	117	167	174	148 令和5年3月末現在	131	226 令和5年3月31日時点	146
最大区人口(人)	249 (緑区)	267 (伏見区)	190 (平野区)	158 (北区)	235 (西区)	294 (北区)	244 (安佐南区 令和5年3月末現在)	247 (八幡西区)	322 (東区 令和5年3月31日時点)	191 (東区)
最小区人口(人)	65 (熱田区)	33 (東山区)	62 (大正区)	38 (美原区)	96 (長田区)	92 (東区)	77 (安芸区 令和5年3月末現在)	55 (戸畑区)	126 (城南区 令和5年3月31日時点)	90 (西区)
1区平均面積(km <sup>2</sup> )	20	75	9	21	62	197	113	70	49	78
職階(本庁●●級)	局長級	局長級	本庁局長より上位で一般職のトップ(指定職)	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級	局長級
市長の市議会への出席	—	通常は出席なし、要請により出席	本会議は区長会議の代表者(正副会長)3区長が出席。代表賛同、一般質問で答弁を求められた区長は出席する。委員会は委員から出席要請があった場合に当該区長が出席。また、区長として説明(陳情の見解表明を含む)がある場合は出席。	本会議は関係区長のみ出席。委員会は全区長出席	通常は出席なしであるが、要請により出席可能	本会議、委員会とも質問に応じて必要と判断した場合に出席	—	—	当初議会の代表賛同のみ全区長出席	本会議及び常任委員会に全区長出席
区職員数	3,405人	1,980人	4,794人	989人	1,958人	514人	1,828人	1,738人	2,536人	1,147人
全職員の区に占める割合	10%	10%	13%	10%	9%	6%	12%	14%	14%	11%
1区平均職員数	213人	180人	199人	141人	218人	129人	229人	248人	362人	229人
市民分野	区政部 2課2室	地域力推進室 区民部 1課	総務課 市民協働課 窓口サービス課	企画総務課(西区役所は総務課及び政策推進室、南区役所は総務課及び区政企画室)自治推進課 市民課	総務部 3課 地域協働課、市民課、保険年金医療課	総務・地域振興課 市民保険年金課	市民部 4課	総務企画課 IT・IT支援課 市民課	総務部 4課 市民部 4課	総務企画課 区民課 まちづくりセンター
保健福祉	保健福祉センター福祉部 3課 保健福祉センター(福祉部を除く)部署は区によって異なる	健康福祉部 4課 子どもはくくみ室	保健福祉課	保険年金課 保健福祉総合センター 4課	保健福祉部 2課 (福祉事務所) 保健福祉課 生活支援課	—	厚生部 3課	福祉事務所 2～4課 国民年金課	保健福祉センター 6課	保健福祉部 3課(福祉事務所)
土木・建築	—	—	—	—	—	—	—	建設部3課 又は 農林建設部4課	—	土木センター
産業分野	—	—	—	—	—	—	—	農林水産振興課	—	—
福祉施設	○ (平成3年～)	○ (平成9年～)	○ (昭和39年～)	○ (移行時～)	○ (平成8年～)	× (保健福祉局)	○ (移行時～)	○ (平成8年～)	○ (移行時～)	○ (移行時～)
保健施設	× (健康福祉局)	× (保健福祉局)	× (健康局)	× (健康福祉局)	× (健康局)	× (保健福祉局)	× (健康福祉局)	× (保健福祉局)	○ (平成9年～)	× (健康福祉局)
保健センター	—	○ (平成22年～)	○ (平成14年～)	○ (移行時～)	○ (平成10年～)	× (保健福祉局)	○ (平成9年～)	○ (平成6年～)	—	○ (移行時～)
土木事務所	× (緑政土木局)	× (建設局)	× (建設局)	× (建設局)	× (建設局)	○ (移行時～)	○ (移行時～)	× (建設局)	○ (移行時～)	○ (令和3年～)
建築課	× (住宅都市局)	× (都市計画局)	× (都市計画局)	× (建築都市局)	× (建築住宅局)	× (都市整備局)	○ (移行時～)	× (建築都市局)	× (住宅都市局)	× (都市建設局)
農務課	× (農業委員会)	× (産業観光局)	× (経済戦略局)	× (産業振興局)	× (経済観光局)	× (移行時～)	△ (4面所)	× (産業経済局)	× (農林水産局)	× (農水局)
※区役所組織への編入状況	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課	福祉課 保健課 保健センター 土木事務所 建築課 農務課
予算要求先	①区役所担当部局へ予算要望 ②事業担当部局へ区が事業提案 ③財政担当部局へ予算要求	【持続可能なまちづくり支援事業予算】 区役所担当部局 【その他】 事業担当部局	財政担当部局	財政担当部局	事業担当部局 財政担当部局	事業担当部局	事業担当部局	区役所担当部局	財政担当部局	【管理経費、区のまちづくり推進経費】 財政担当部局 【その他】 事業担当部局
事業名	①自主的・主体的な区政運営 ②区提案連携事業 ③区の特長に応じたまちづくり事業	持続可能なまちづくり支援事業	区の区域内の基礎自治に関する施策・事業 ※区の区域内の基礎自治に関する施策・事業については、区役所予算(区長自由経費)及び局予算(区CM自由経費)について、区長(区CM)が決定権を有し、区政を総合的に展開	区域まちづくり事業	区の個性をのびまちづくり事業	各区まちづくり推進事業	①区の魅力と活力向上推進事業 ②区政運営調整費 ③まちづくり振興費	区行政推進事業	区役所事業費(魅力づくり事業等)	まちづくり推進経費
令和5年度	①162百万円 (1区平均約10百万円) ②27百万円 ③108百万円	163百万円 (1区平均15百万円)	30,038百万円 (1区平均1,252百万円) ※区長自由経費 13,641百万円、 区CM自由経費 16,397百万円	250百万円 (1区平均36百万円)	422百万円 (1区平均47百万円)	105百万円 (1区平均28百万円)	①100百万円 (1区平均12.5百万円) ②4百万円 (1区平均0.5百万円) ③7百万円 (1区平均0.9百万円)	140百万円 (1区あたり17～23百万円)	358百万円 (1区平均51百万円)	99百万円 (1区平均19百万円)
配分方法等	①約8割は均等割、約2割は人口割で配分 ②局で執行 ③各区が直接財政担当部局へ予算要求	約5割は均等配分、残り約5割は人口配分	基準財政需要額などの客観的な指標にのっとり算出し、財源種として配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区からの要求に基づき配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区からの要求に基づき配分	確定額を区の規模に応じて按分し配分	各区が直接財政担当部局へ予算要求	各区が直接財政担当部局へ予算要求

※凡例：当該組織を全ての区に編入しているものを「○(編入年)」、一部の区に編入しているものを「△(箇所数)」、本庁が直接管理しているものを「×(所管部局名)」

※「全職員」は、令和5年「地方公共団体定員管理調査」における対象職員とする。

※全職員に占める区役所職員の割合は、小数点以下を四捨五入した値とする。 ※全職員に占める区役所職員の割合は、小数点以下を四捨五入した値とする。



## 議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの設置状況について

(令和5年8月1日現在)

指定都市名	議会における区を単位として調査・審査等を行う仕組みの有無	設置組織の名称 (設置時期)	委員構成(委員数)	任期	所掌事務・権限等	活動状況
札幌市	無	—	—	—	—	—
仙台市	無	—	—	—	—	—
さいたま市	無	—	—	—	—	—
千葉市	無	—	—	—	—	—
横浜市	有	区づくり推進横浜市議員会議 (平成6年5月25日)	当該区選出の市議員 (2～8名)	市議員の任期による	横浜市議会基本条例にて設置を規定  【協議事項】 個性ある区づくり推進費※に関して協議する。また、区の主要事業(区内において局が行う事業及び区配事業を含む)に関して必要に応じ協議する。 ※区の自主企画事業費等によって構成される予算	・個性ある区づくり推進費の翌年度予算案に関する協議 ・個性ある区づくり推進費の当該年度執行計画等に関する協議 ・個性ある区づくり推進費の前年度実績と当該年度の執行状況及び翌年度予算編成の考え方に関する協議 ・局が行う事業及び区配事業を含む区の主要事業に関する協議(適宜)
川崎市	無	—	—	—	—	—
相模原市	無	—	—	—	—	—
新潟市	無	—	—	—	—	—
静岡市	無	—	—	—	—	—
浜松市	無	—	—	—	—	—
名古屋市	無	—	—	—	—	—
京都市	無	—	—	—	—	—
大阪市	無	—	—	—	—	—
堺市	無	—	—	—	—	—
神戸市	無	—	—	—	—	—
岡山市	有	大都市制度・広域行政調査特別委員会 (令和5年5月17日設置)	9名	付議された事件が議会において審議されている間	1 大都市行政の実態に対応する行財政制度に関する調査 2 広域行政、区のあり方等の都市制度に関する調査	区別計画の進行管理、評価方法、各地域が抱える課題についての調査を行っている。
広島市	無	—	—	—	—	—
北九州市	無	—	—	—	—	—
福岡市	無	—	—	—	—	—
熊本市	無	—	—	—	—	—

## 総合区の設置状況

○総合区を設置している指定都市はない(令和5年8月1日現在)

地方自治法に基づく地域自治区・区地域協議会の設置状況

(令和5年8月1日現在)

指定都市名	設置組織	委員構成(委員数)	選任方法	任期	所掌事務・権限等	報酬の有無	活動状況(標準的な区の例)
札幌市	設置なし						
仙台市	設置なし						
さいたま市	設置なし						
千葉市	設置なし						
横浜市	設置なし						
川崎市	設置なし						
相模原市	設置なし						
新潟市	設置なし						
静岡市	設置なし						
浜松市	法第252条の20第7項に規定する区地域協議会(平成19年4月設置)	定数20人(西区・北区・天竜区25人) (以下、各区合計数) ・区協議会が選定した公共的団体等から推薦された者118人 ・区協議会から直接指名された者26人 ・公募による者11人	区協議会が選任する推薦会(区協議会委員3人~7人以内で構成)が、公共的団体等の選定案、公募委員の公募方法案、直接指名委員の推薦案の作成を行い、区協議会が推薦案を承認した後、案に基づき、市長が選任する。	3年(再任は1回限り)	① 当該区域に係る市長等からの諮問事項に対する答申 ・当該区の区役所が所掌する事務に関する事項 ・上記のもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項 ・市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項 ・新市建設計画に関する事項 ・合併協議会における協議事項その他の協議に係る重要な事務事業に関する事項 ・基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項 ・区役所に係る予算編成に関する事項 ・大規模な組織改編に関する事項 ・区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項 ・これらに掲げるもののほか、規則で定める重要な事項 ② 当該区域に係る建議・要望	報酬あり 月額5,000円(会長職は月額6,000円)	令和2年度(1月~3月):3回(中区協議会) 令和3年度:10回(中区協議会) 令和4年度:12回(中区協議会) 令和5年度:(4月~7月):3回(中区協議会)
名古屋市	設置なし						
京都市	設置なし						
大阪市	設置なし						
堺市	設置なし						
神戸市	設置なし						
岡山市	設置なし						
広島市	設置なし						
北九州市	設置なし						
福岡市	設置なし						
熊本市	設置なし						

区単位の住民自治に関する組織の設置状況

指定都市名	設置組織	委員構成(委員数)	選任方法	任期	所掌事務・権限	報酬・費用弁償の有無	活動状況(標準的な区例)	その他
札幌市	区民協議会(平成20年度:設置準備開始/平成22年度:全区における設置完了)	区内の各連合町内会をはじめ、小・中学校やPTA、商店街、民間企業、行政機関など、各区の協議会のテーマに応じて区内の多様な団体が参加。	協議会ごとに異なる。	協議会ごとに異なるが、基本なし。	各構成団体の活動内容についての情報共有や、地域課題についての意見交換、具体的な活動の実践など。各協議会が掲げるテーマによって異なる。	報酬なし。	※各区の活動状況は別紙のとおり。	
仙台市	設置なし							
さいたま市	設置なし							
千葉市	各区町内自治会連絡協議会	・会長 1名 ・副会長 2名程度 ・会計 2名程度 ・理事 若干名 ・特命理事 若干名(一部の区のみ) ・監事2名 合計 9名程度～	・会長及び副会長は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。 ・会計は、理事のうちから会長が選任し理事会の承認を受けるものとする。 ・理事は、地区町内自治会連絡協議会(以下「地区連協」とする)会長をもってこれに充てるものとする。 (ただし他区にまたがる地区連協にあっては、該当区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。) ・監事は、理事以外の会員から総会において選任する。	1年。ただし再任は妨げない。	(1)町内自治会及び地区連協との連絡調整に関すること。 (2)住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。 (3)町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。 (4)千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。 (5)その他必要な事項に関すること。	報酬なし(会議出席時に交通費を支給)	(1)総会 年1回 (2)理事会 年4～8回程度(区によって異なる) (3)その他(表彰、活動研修、等)	
横浜市	泉区地域協議会(平成21年4月設置)	原則として「地区経営委員会※」又は「地区連合自治会町内会」から、各2名選出。委員合計24名。 ※地区経営委員会:区内12の地区連合町内会の区域を単位として、自治会町内会のほか、地域で活動する団体で構成され、地区内の合意形成を図りながら課題解決に取り組む組織。	各地区経営委員会又は地区連合自治会町内会からの推薦	任期2年(再任を妨げない)	①区長の求めに応じて、区政運営、区の事務事業及び地域に関わる区の施策について協議会の構成員の意見を述べること。 ②地域の課題解決について情報交換を行い、区内で活動している地区経営委員会又は地区連合自治会町内会等の活動に反映させること。	報酬なし 出席委員に費用弁償 2,000円	協議会名:泉区地域協議会 令和3年度テーマ「次世代と築く地域づくり」 ・定例会(6月10日、10月7日、12月16日、2月24日(畫面開催)) 区長からの課題検討依頼、情報交換会(他都市の事例研究など)、意見書提出 ・課題検討部会(7月8日、11月4日、11月25日) 課題に対するグループ討議 令和4年度テーマ「改めて考える 地域の防災力」 ・定例会(6月16日、9月8日、12月22日、2月16日) 区長からの課題検討依頼、情報交換会(他都市の事例研究など)、意見書提出 ・課題検討部会(7月14日、10月6日、11月16日) 課題に対するグループ討議 令和5年度テーマ「地域協議会の今後のあり方について」 ・定例会(6月22日) 区長からの課題検討依頼 ・課題検討部会(7月13日、9月14日) 課題に対するグループ討議	
川崎市	設置なし							区民の参加機会拡充及び地域課題の解決につなげることを目的とした「地域デザイン会議」を各区に設け試行実施している。 委員構成:テーマによって設定(制限なし) 選出方法:推薦、公募等テーマによって設定する 任期:なし
相模原市	相模原市緑区区民会議 相模原市中央区区民会議 相模原市南区区民会議(平成22年7月設置)	市内22の地区に設置されたまちづくり会議(任意団体)の代表者、公益的団体の代表者、学識経験者、公募市民等	関係団体については、市長名で推薦を依頼している。公募市民については、公募委員選考委員会により選考する。いずれも市長が委嘱する。	2年(補欠委員の任期は、前任者の残任期間)	①区長の求めに応じて、区政運営、区の事務事業及び地域に関わる区の施策について構成員の意見を述べること。 ②地域の課題解決について情報交換を行い、区内12地区で活動している地区経営委員会の活動に反映させること。	<報酬> 12,600円/日額 <費用弁償> 勤務1日につき、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算出したその者の1回の通勤に要する運賃の額に相当する額。 市外から市内に入った直近の鉄道駅又はバス停までとする。ただし、鉄道駅又はバス停が市外にあるときは、市外にある当該鉄道駅又はバス停までとする。	<相模原市緑区区民会議> ・令和3年2月12日 第6期第3回相模原市緑区区民会議 (1)中山間地域における現状について (2)中山間地域における魅力の抽出について ・令和3年5月7日 第6期第4回相模原市緑区区民会議 (1)中山間地域における魅力のとりまとめ結果及び追加資料の説明 (2)中山間地域の振興における具体的施策の検討 ・令和4年1月31日 第6期第5回相模原市緑区区民会議(畫面開催) (1)これまでの検討内容を基にした意見のとりまとめについて (2)今後の進め方について ・令和4年4月25日 第6期第6回相模原市緑区区民会議 (1)提言書(案)について ・令和4年5月30日 第6期第7回相模原市緑区区民会議 (1)提言書(最終案)について (2)地域課題等の意見交換 ・令和4年9月6日 第7期第1回相模原市緑区区民会議 (1)緑区基本計画について (2)第7期緑区区民会議の進め方について (3)テーマの設定について ・令和4年11月4日 第7期第2回相模原市緑区区民会議 (1)区民会議のテーマ設定について ・令和5年1月26日 第7期第3回相模原市緑区区民会議 (1)緑区内の各地区の紹介について (2)緑区の魅力の抽出について(グループワーク) ・令和5年5月15日 第7期第4回相模原市緑区区民会議 (1)区内視察の実施について (2)グループワーク(区の一体感づくりに向けた取組の共有)	

指定都市名	設置組織	委員構成(委員数)	選任方法	任期	所掌事務・権限	報酬・費用弁償の有無	活動状況(標準的な区の例)	その他
新潟市	区自治協議会(平成19年4月1日) ※令和元年度から地方自治法による位置づけの見直し実施	【委員構成】 区内の地域コミュニティ協議会から選出された者、区内の公的団体等から選出された者 【委員数】 30人以内で構成(ただし、人口10万人を超える区は、その超える数1万人ごとに1人を上限数に加える)	区長からの推薦に基づき市長が委員として委嘱する。区長の委員推薦に当たっては、区自治協議会による選出手続を経たうえで行う。	2年(再任について、新潟市附属機関等に関する指針による「通算6年まで」に留意しつつ、各区自治協議会の判断で区の実情に応じた取扱いができるが、公募委員のみ1回まで)	①区民等と市との協働の要として、区民等の参画を通じて多様な意見を調整し、その取りまとめを行うとともに、地域課題の解決及び情報の共有に努める。 ②区の地域課題のうち、市長その他の市の機関より諮問されたもの及び区自治協議会が必要と認めるものについて審議し、市長が必ず意見を聞くこととされている以下の事項に対して意見を述べる。 ・総合計画及びこれに準ずる計画(区に関するものに限る。)に関する事項 ・区役所が所管する施設のうち、区民等への影響を考慮して市長が別に定めるものの設置及び廃止に関する事項並びに管理に関する基本的事項 ・区役所が企画立案を行う施策のうち、市長が定める事項	報酬あり(月額3,000円)	協議会名:中央区自治協議会 ※指定期間内で実績が確定している第8期中央区自治協議会(令和3~4年度)について記載 【全体会…令和3年度:9回、令和4年度:11回開催】 ＜令和3年度審議内容＞ ・令和3年6月25日 市立保育園配置計画に基づく区内保育園の閉園に関する事項 ・令和3年10月29日 令和4年度特色ある区づくり予算に関する事項 ・令和4年3月18日 区ビジョン基本方針に関する事項 ・令和4年3月18日 コミュニティハウスの整備に関する事項 ＜令和4年度審議内容＞ ・令和4年10月28日、令和5年1月27日 令和5年度特色ある区づくり予算に関する事項 ・令和4年11月25日 区ビジョンまちづくり計画に関する事項 【部会…開催回数は部会により異なる】 ＜第1部会取組内容＞ 都心軸の周辺エリアである「にいがた2km」を市民目線で盛り上げるため、隠れた魅力を掘り起こし、活気あふれる「歩きたくなるまち」のきっかけ作りを検討し、地域住民参加型で「にいがた2km」エリアのさらなる活性化を図る。 ＜提案書の実施＞ クイズを通して隠れた魅力を発見しながらまちをめぐるイベントを実施 【委員研修の実施】 ＜令和3年度テーマ＞ ・令和3年7月30日 自治協議会根拠法令等について ＜令和4年度テーマ＞ ・令和5年1月27日、2月24日 部会活動報告会 【広報紙の発行】 ・中央区自治協議会の活動等に関する広報紙を年2回発行	区自治協議会は当初、地方自治法第252条の20第7項に規定する区地域協議会として設置した。しかし、設置から10年を経て、住民自治の推進に大きな役割を果たしてきた一方で、その役割など様々な課題が生じていたことから、平成29年度にあり方を検討し、その結果を踏まえ制度改正を行い、令和元年度から、より区の実情に応じた組織となるよう、区地域協議会の枠組みから外すこととした。 ■制度改正のポイント ・委員の住所要件を緩和する ・委員構成を再整理し明確化するとともに、再任回数の制限に関する規定を無くす ・区自治協議会の役割を、現在の実情に合った形に明確化する ・地方自治法第252条の20第7項に縛られない本市独自の協議会とする ■効果 各区の独自性と地域性を反映した柔軟な運営が可能となった
静岡市	設置なし							
浜松市	設置なし							
名古屋	設置なし							
京都市	区民まちづくり会議(総称であり、個別の名称や設置時期は各区によって異なる)	構成員及び人数については、各区の取組によって異なるが、概ね、自治会組織、学識経験者、事業者、NPO法人、市民公募委員など、様々な分野から幅広く区民に参画いただいているケースが多い。	選出方法についても同様で、自治会組織からの推薦を依頼したり、公募による選出を行うなど多岐にわたっており、組織の活性化を図れるよう各区において工夫を行い選出を行っている。	任期は原則2年	各区において違いはあるが、概ね以下の取組を行っている。 ・区基本計画に係る各事業の事業決定、実績報告 ・区基本計画全体の進捗管理・評価	原則、月額1万円以内。ただし、委員長のみを支払うなど、区によって対応は異なる。	各区基本計画の進捗確認	
大阪市	(設置組織の名称) 区政会議 (設置時期) H23.7.22【旧根拠規則の施行(改正)】 H25.6.1【根拠条例、根拠規則、各区運営要綱の施行】	(委員数) 区政会議の委員の定数に係る基準について、「区政会議の委員の定数の基準及び会議録等の公表等に関する規則」の第3条第1項において、「10人以上50人以下の範囲内で区長が定める」と規定している。(定数は区により異なる)なお、同条第2項で、「公募等(公募その他の広く区民等のうちから委員を選定する方法をいう。以下同じ。)」による委員(当該委員が任期満了後に引き続き選定された場合を含む。の定数は、委員の定数の10分の1未満であってはならない。」と規定している。 (委員構成・委員の選任方法) 区政会議の委員については、「区政会議の運営の基本となる事項に関する条例」の第4条第1項において、「(1)区民等 (2)学識経験を有する者その他区長が適当と認める者」のうちから区長が選定した者に委託すると規定している。なお、同条第3項で、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と規定している。	選出方法については、(1)区民等 (2)学識経験を有する者その他区長が適当と認める者」のうちから区長が選定した者に委託すると規定している。なお、同条第3項で、「区長は、委員の選定に当たっては、公募を活用するなどその構成が区民等の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならない。」と規定している。	(任期) 2年(再任は可。再任の回数、は、条例第4条第5項において、「連続して3回以上選定されることができない」と規定している。)	・条例第2条第1項に基づき、各区の基礎自治に関する施策等について、立案段階から区民の意見を把握し適宜これを反映させるとともに、施策の実績及び成果の評価にかかる意見を聴取する。 ・条例第9条第1項においては、区長が講ずるべき措置について、以下のとおり規定している。 第9条 区長は、区政会議における委員の意見を勘案し、必要があると認めるときは、その権限の範囲内において適切な措置を講じなければならない。	・運営要綱において報償金等の支払いの規定あり。4区 ・運営要綱において報償金等の支払いの規定なし。20区 ・専門的知識等の提供を期待して委員をお願いする学識経験者等については、「懇談会等行政運営上の会合等の委員その他の構成員に係る報償金の基準に関する要綱」に基づき、その対価として報償金等を支払うことも考えられる。	区政会議の頻度については、条例の規定により、区運営方針においては、次年度に向けた案策定の段階(条例第5条第1項第2号)と、年度を終了してからの振り返りの段階(同項第3項)の少なくとも2回開催することとなる。 (※新型コロナウイルス等、感染症の拡大防止の観点から、会議の開催を中止・延期している区役所もある。) なお、条例第12条第1項に基づき、各区長は、必要に応じて区政会議の部会を開催することができることとされており、期間中において、令和2年度は2区、令和3年度は11区、令和4年度は16区、令和5年度は11区で分野・課題別の部会を開催している。	特になし
堺市	区政会議(令和3年6月)	【委員構成】 公益的活動を行う区民等、区長から30人程度で構成する。 (1)公益的活動を行う区民等 (2)区が行う公衆に当たった区民等 (3)学識経験者その他専門的知識を有する者 (4)そのほか、区長が適当と認める者 【委員数】 各区10人以上30人以下	会議は、次に掲げる者のうち、区長が依頼する10から30人程度で構成する。 (1)公益的活動を行う区民等 (2)区が行う公衆に当たった区民等 (3)学識経験者その他専門的知識を有する者 (4)そのほか、区長が適当と認める者	2年以内	意見聴取事項 (1)区における施策・事業に係る総合的な計画の策定及び評価に関する事項 (2)市が実施する主要な施策、事業等の方向性、方針及び評価等に関する事項 (3)そのほか、区長が必要と認める事項	報酬等は、各区によって運用が異なる。	各区の状況に応じて、年数回程度実施している。	
神戸市	設置なし							
岡山市	設置なし							
広島市	設置なし							
北九州市	設置なし							
福岡市	設置なし							



指定都市名	設置組織	委員構成(委員数)	選任方法	任期	所掌事務・権限	報酬・費用弁償の有無	活動状況(標準的な区例)	その他
熊本市	区まわりづくり懇話会(平成25年)	(構成) 校区自治協議会等の地域団体から推薦された者、区民であつて懇話会の委員に応募した者、そのほか懇話会の開催目的を達成するために必要と認める者(合計20名以内)		(任期) 選定された日から同日の属する年度の翌年度の3月末日まで(補欠委員の任期は、前任者の残任期間)	各区のまわりづくりビジョンに基づく、区の特徴を生かしたまわりづくりに関する事項についての意見交換	出席1回当たり報酬3,000円	<p>南区まわりづくり懇話会 (開催実績) 令和2年度(令和3年1月1日～令和3年3月31日) 第2回 令和3年3月23日 ・令和2年度南区まわりづくり推進事業及び南区復興支援自治推進事業の実績報告 ・令和3年度南区まわりづくり推進事業及び南区復興支援自治推進事業の事業計画</p> <p>令和3年度 第1回 令和3年7月29日 ・まわりづくりの新たな方向性に関する議論 ・令和3年度南区まわりづくり推進事業の進捗状況について報告 等 第2回 令和3年11月9日 ・まわりづくり先進地視察研修(甲佐町) 第3回 令和3年11月24日 ・まわりづくり先進地視察研修(長洲町) 第4回 令和3年12月21日 ・南区校区カルテの活用方法に関する議論 等 第5回 令和4年3月23日 ・令和3年度南区まわりづくり推進事業及び南区復興支援自治推進事業の実績報告 ・令和4年度南区まわりづくり推進事業及び南区復興支援自治推進事業の事業計画</p> <p>令和4年度 第1回 令和4年5月23日 ・南区まわりづくりビジョンの検証に関する議論 ・南区役所令和4年度の重点取組に関する報告 等 第2回 令和4年8月24日 ・南区まわりづくりビジョンの検証のワークショップ実施 第3回 令和4年12月21日 ・南区まわりづくりビジョンの検証のワークショップ実施 ・南区まわりづくりビジョン区民アンケート結果に関する報告 第4回 令和5年2月17日 ・南区まわりづくりビジョン検証結果に関する意見交換 ・令和4年度南区まわりづくり推進事業の実績報告</p> <p>令和5年度(～令和5年7月31日) 第1回 令和5年6月6日 ・会長、副会長選出(新型コロナウイルス蔓延防止のため意見交換は中止) 第2回 令和5年7月11日 ・令和4年度南区まわりづくり推進事業の実績報告 ・令和5年度南区まわりづくり推進事業の事業計画 ・次期総合計画に関する議論</p>	

指定都市都道府県調整会議の開催状況

(平成28年4月1日～令和5年7月31日)

指定都市名	会議を開催しない理由	回数	開催年月日	構成員 ※◇内数字は下記参照	開催テーマ	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事業及びその時期
札幌市	札幌市と北海道では重なる領域があるものの、調整を図りながら事業を進めており、市長と知事による地方自治法第252条の21の2第1項に基づく協議を必要とする案件がないため。	0	—	—	—	—
仙台市	問題となる二重行政が存在しないため	2	H28.7.20 R2.1.31	<1>市長、知事 <4>市議会の代表者(議長) <7>県議会の代表者(議長)	・会議運営要綱について ・県・市の連携について ・県有施設等の再編について	—
さいたま市	・市長・知事間で協議せずとも、事務方レベルの協議で対応できているため ・「埼玉県知事とさいたま市長の意見交換会」を令和2年度から年1回の頻度で開催し、県及び市で協力して実施したい事業等について意見交換を実施している	0	—	—	—	—
千葉市	本市においては、知事と市長による千葉県と千葉市の連携推進会議を含め、別の枠組みを活用しているため。	0	—	—	—	—
横浜市	令和2年に調整会議を開催して、権限移譲に係る実務者レベルでの検討部会を設置し、現在は当該検討部会により議論を重ねてきているところであるため。	2	H29.3.30 R2.11.16	<1>市長、知事 <1>市長、知事	・大都市行政について ・県市の協議連携について  ・大都市行政について	・バスポート発給事務の移譲:平成29年3月30日に開催した第1回調整会議における協議の結果、移譲に向けた検討を開始することについての合意がなされた。その後の検討の結果、平成31年3月22日に、県の事務処理特例条例が改正され、令和元年10月31日から本市が発給事務を実施し、新たに市バスポートセンターを設置することになった。 ・県と横浜・川崎市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意した。 ・具体的には、来年度より、職員の技術力、地域の防災力の強化のため、新たに職員の相互交流を実施するとともに、同地域における防災訓練や事業所への合同立入検査などについて連携を一層強化して実施する。 また、同権限の移譲については、「県・市町村間行政システム改革推進協議会」に新たに「検討部会」を設置し、住民の目線に立って、具体的な課題を協議する。 ・産地の安全対策として、県と横浜市は、急傾斜地崩壊対策事業に係る事務の権限移譲について、住民目線に立って、今後協議を進めていくことを確認した。
川崎市	・令和2年11月16日に第1回調整会議を開催して、権限移譲に係る実務者レベルでの検討部会を設置し、現在は当該検討部会により議論を重ねてきているところであるため。	1	R2.11.16	<1>市長、知事	・大都市行政について	県と横浜・川崎市は、高圧ガス保安法に基づく許認可権限の移譲を前提に、コンビナート地域の防災力の強化に向け、今後より一層の連携・協力を推進することを合意した。 ・具体的には、来年度より、職員の技術力、地域の防災力の強化のため、新たに職員の相互交流を実施するとともに、同地域における防災訓練や事業所への合同立入検査などについて連携を一層強化して実施する。 また、同権限の移譲については、「県・市町村間行政システム改革推進協議会」に新たに「検討部会」を設置し、住民の目線に立って、具体的な課題を協議する。
相模原市	権限移譲に関して、実務者レベルでの検討調整を行っているため	0	—	—	—	—
新潟市	直近開催の調整会議(令和元年8月)において、それまでの取組みの成果により、「二重行政の解消」など県と市が連携して課題解決に取り組む体制が構築されたことを踏まえ、以後の調整会議については、新たなテーマなど、知事又は市長が必要と認めるときに開催することとした。その後は会議を開催しておらず、今後の開催についても未定である。	5	H28.7.14 H29.3.30 H29.8.10 H30.7.23 R1.8.7	<1>市長、知事 <3>副市長、地域・魅力創造部長 <6>副知事、知事政策局長 <8>学識経験を有する者  <1>市長、知事 <3>副市長、政策企画部長 <6>副知事、知事政策局長 <8>学識経験を有する者	・調整会議の運営方法について ・県と新潟市の課題整理について  ・調整会議の今後の方向性について ・本県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた取組について ・2020年に向けた文化プログラムの推進について  ・新潟県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた県市の取組について ・新潟県の拠点性向上に資する新潟都心の都市デザインについて  ・「新潟都心の都市デザイン」の進捗状況及び今後の取組について ・二重行政等の各テーマについて ・本県の拠点性向上に資する新潟市の都市機能向上に向けた取組 ・今後の調整会議の運営について	・職員研修の共同実施(平成28年8月～) ・ハハレベル国際コンベンション等新潟開催推進会議の設置(平成29年2月)→G20農業大臣会合の新潟市開催が決定(平成30年4月) ・県環境科学研究所と新潟市衛生環境研究所の連携に関する覚書締結(平成29年2月) ・「第34回国民文化祭 第19回全国障がい者芸術・文化祭新潟県実行委員会」を設立(平成30年3月)
静岡市	現時点で、本市と静岡県との間には支障となる具体的な案件はないとの認識であるため。	0	—	—	—	—
浜松市	問題となる二重行政が存在しないため。	0	—	—	—	—
名古屋市	平成28年8月に開催した第2回会議において、今後は必要があれば市長・知事が協議のうえ開催していくこととしているため。	2	H28.4.19 H28.8.30	<1>市長、知事 <3>市長が副市長のうちら選任した者 <4>市会が選挙により選出した者で2名以内 <6>知事が副知事のうちら選任した者 <7>県議会が選挙により選出した者で2名以内	・調整会議運営要綱について ・県・市の連携事業について ・第2回会議の開催について  ・県・市の連携事業について	—
京都市	—	7	H28.9.8 H29.11.9 H30.8.29 R1.8.28 R2.8.26 R3.10.22 R4.8.30	<1>市長、知事 <3>副市長、総合企画局長 <5>京都府教育長 <6>副知事、総務部長、政策企画部長 <9>京都市教育長  <1>市長、知事 <3>副市長、総合企画局長 <6>副知事、総務部長、政策企画部長  安心・安全のまちづくり 子育て支援 産業・観光の振興  <1>市長、知事 <3>副市長、総合企画局長 <6>副知事、総務部長、政策企画部長  <1>市長、知事 <3>副市長、総合企画局長 <6>副知事、総務部長、政策企画部長  <1>市長、知事 <3>副市長、総合企画局長 <6>副知事、総務部長、政策企画部長	・調整会議の運営方法について ・文化庁の全面的移転に向けた連携 ・府市施設の連携強化 ・災害対策 ・次世代育成 ・産業・観光施策の連携強化  ・文化庁機能拡大と文化政策 ・次世代育成・医療・福祉 ・京都都市圏ネットワークの充実 ・府市施設の連携強化  ・安心・安全のまちづくり 子育て支援 産業・観光の振興  ・新型コロナウイルス感染症の拡大防止(医療・保健・福祉) ・京都経済の回復と府民・市民生活の支え ・ウィズコロナ時代の持続可能な京都のまちづくり  ・新型コロナウイルス感染症の克服 ・コロナ共存社会における新しい京都づくり ・府民・市民の視点に立った効率的・効果的な行政運営  ・あらゆる世代がすこやかに暮らせるあたたかい京都づくり ・夢と希望が実現できる、未来に向けて持続可能な京都づくり	・京都難病相談・支援センターを府・市で共同設置・運営を開始(平成30年4月) ・京都市水産技術研修施設における市・府・府下市町村の合同研修を実施(平成30年8月) ・京都府立医科大学附属病院における病児保育事業の市民受入れの開始(平成30年12月) ・子ども医療費支給制度の更なる拡充(令和元年9月) ・オール京都による「スタートアップ・エコシステム支援協議会」の設立(令和元年12月から)及び国のスタートアップ拠点都市への選定(令和2年7月) ・救急安心センター事業(#7119)の共同実施(令和2年10月) ・府市それぞれの地球温暖化対策条例を府市連携のうえ改正(令和2年12月議決) ・介護施設等での新型コロナウイルス感染症発生に備えた介護職員相互派遣協定の締結(令和2年10月) ・新型コロナウイルス感染症罹患者採用支援事業の実施(令和2年度) ・京都気候変動適応センターの共同設置(令和3年7月) ・きょうと新型コロナウイルス感染症相談ダイヤルの共同設置(令和3年11月) ・文化庁の京都移転(令和5年3月)

指定都市名	会議を開催しない理由	回数	開催年月日	構成員 ※◇内数字は下記参照	開催テーマ	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事案及びその時期
大阪市	—	26	H28.4.19	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府立大学・大阪市立大学統合に向けた検討体制や進め方について</li> <li>・府立公衆衛生研究所・市立環境科学研究所統合に向けた検討体制や進め方について</li> </ul>	<p>大阪府・大阪市においては、いわゆる二重行政の解消に向けて、平成28年4月の自治法改正に先立ち、平成24年12月に大阪府市統合本部会議を設置し、取組みを進めてきた。</p> <p>平成27年12月には副首都推進本部会議に協議の場を移し、さらに平成28年4月には同会議を指定都市都道府県調整会議として位置付けた上で、引き続き、副首都・大阪にふさわしい都市機能の充実に向け、広域行政の一元化や二重行政の見直し観点から、取組みを行ってきた。</p> <p>令和3年4月1日には大阪の成長及び発展を支えるため、将来にわたって大阪府と大阪市の一体的な行政運営を推進することを定める「大阪市及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例」を施行し、条例に基づき、副首都推進本部(大阪府市)会議を設置し、府市一体の取組みを実施している。</p> <p>【継続した取組みの結果、平成28年4月以降に実現したもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・府市地方衛生研究所の統合・地方独立行政法人化(平成29年4月実現)</li> <li>・府市公設試験研究機関の統合(平成29年4月実現)</li> <li>・2019年G20サミット首脳会議の府市共同での誘致(平成30年4月誘致決定)</li> <li>・2025年日本万国博覧会の府市共同での誘致(平成30年11月誘致決定)</li> <li>・府市大学の法人統合(平成31年4月実現)</li> <li>・府市中小企業支援団体の統合(平成31年4月実現)</li> <li>・大阪港湾局の共同設置(令和2年10月実現)</li> <li>・大阪府及び大阪府における一体的な行政運営の推進に関する条例施行(令和3年4月)</li> <li>・大阪の成長及び発展に関する基本的な方針に関する事務や広域的な観点からのまちづくり等に係る都市計画に関する事務の大阪府から大阪府への事務委託(令和3年6月)</li> <li>・大阪都市計画局の共同設置(令和3年11月)</li> <li>・大阪都市計画局の共同設置(令和3年11月)</li> <li>・大阪公立大学開学(令和4年4月)</li> <li>・府市一体による中長期ビジョン等の取り組み(副首都ビジョン(令和5年3月)、大阪のまちづくりグラッドデザイン(令和4年12月)など)</li> <li>・新大阪駅周辺地域が都市再生緊急整備地域に指定(令和4年10月)</li> <li>・大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画の認定(令和5年4月)</li> </ul>
			H28.7.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪における新たな大都市制度(総合区制度・特別区制度)について</li> </ul>	
			H28.8.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府立大学・大阪市立大学の統合に向けた検討状況について</li> <li>・府立産業技術総合研究所・市立工業研究所の統合に向けた検討状況について</li> <li>・府立公衆衛生研究所・市立環境科学研究所の統合に向けた検討状況について</li> </ul>	
			H28.12.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主な府市連携課題の検討状況について</li> <li>・副知事・副市長会議の設置について</li> </ul>	
			H29.1.31	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・IR推進会議について</li> <li>・2025日本万国博覧会開催に向けた府市の取組について</li> <li>・国連犯罪防止・刑事司法会議(コンgres)の誘致について</li> <li>・総合区・特別区(新たな大都市制度)に関する意見募集・説明会の報告</li> <li>・A項目及びB項目以外の事務事業の取組みについて</li> </ul>	
			H29.6.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府市連携課題の進捗状況について</li> <li>・副首都実現に向けた都市機能の強化について</li> </ul>	
			H29.8.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副首都実現に向けた都市機能の強化について</li> <li>・大阪府立大学・大阪市立大学の統合に向けた検討状況について</li> <li>・副首都・大阪に向けた取組み状況について</li> </ul>	
			H29.11.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・G20サミット首脳会議の誘致について</li> </ul>	
			H30.1.26	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副首都実現に向けた都市機能の強化について</li> </ul>	
			H30.4.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2019年G20大阪サミット推進本部の設置について</li> </ul>	
			H30.6.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副首都実現に向けた都市機能の強化について</li> <li>・改革評価について</li> </ul>	
			H30.12.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新大阪駅周辺地域のまちづくりの検討体制について</li> <li>・副首都実現に向けた都市機能の強化について</li> <li>・改革評価について</li> </ul>	
			H31.2.12	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・万博会場予定地南エリア30ヘクタール埋立の追加工事について</li> <li>・IR(統合型リゾート)の誘致に向けた府市の取組みについて</li> </ul>	
			R1.5.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副首都実現に向けた都市機能の強化について</li> </ul>	
			R1.8.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪の臨海部の戦略について(うち港湾管理の一元化について)</li> <li>・副首都実現に向けた都市機能の強化について</li> <li>・府立大学と市立大学の統合に向けた検討について</li> </ul>	
			R2.12.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府市一体化・広域一元化に向けた条例案の検討にあたって</li> </ul>	
			R3.1.22	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府市一体化・広域一元化に向けた条例について</li> </ul>	
			R3.4.8	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪府及び大阪市における一体的な行政運営の推進について</li> <li>・副首都推進本部(大阪府市)会議運営規約(案)について</li> <li>・事務委託に係る規約(案)骨子について</li> </ul>	
			R3.4.27	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)事務委託に係る規約について(大阪の成長戦略等に関する事務)</li> <li>(2)事務委託に係る規約について(都市計画の決定に関する事務)</li> <li>内部組織の共同設置について(都市計画に関する組織)</li> <li>(3)内部組織の共同設置について(万博推進に関する組織)</li> </ul>	
			R3.8.30	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)副首都ビジョンのバージョンアップに向けて(今後の進め方)</li> <li>(2)新しいまちづくりのグランドデザインの検討について(今後の進め方)</li> <li>(3)大阪スマートシティ戦略Ver2.0の方向性について</li> </ul>	
R3.11.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)大阪産業技術研究所の取組みについて</li> <li>(2)大阪健康安全基盤研究所の取組みについて</li> </ul>				
R3.12.21	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大阪・夢洲地区特定複合観光施設区域の整備に関する計画(案)骨子等について</li> </ul>				
R4.4.14	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新大阪駅周辺地域のまちづくりについて</li> </ul>				
R4.9.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副首都ビジョンのバージョンアップに向けて(中間論点整理について)</li> </ul>				
R4.12.28	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副首都ビジョンの改定に向けて(これまでの取組について)</li> </ul>				
R5.6.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>◇1)市長、知事</li> <li>◇2)副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事、その他関係部局の職員</li> <li>◇3)副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事(再掲)、その他関係部局の職員</li> <li>◇4)学識経験を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)改革評価について</li> <li>(2)府市統合機関のマネジメント体制について</li> <li>(3)公立大学法人大阪の法人管理部門移管の体制・スケジュール</li> </ul>				
堺市	事務方レベルの協議で対応できているため	0	—	—	—	—

指定都市名	会議を開催しない理由	回数	開催年月日	構成員 ※◇内数字は下記参照	開催テーマ	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事業及びその時期
神戸市	-	7	H28.12.1		<ul style="list-style-type: none"> <li>都市の魅力づくり</li> <li>インバウンド拡大に向けた取組</li> <li>中小企業支援における連携強化</li> <li>県営住宅と市営住宅の連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防犯カメラの申請受付の一元化(平成30年4月)</li> <li>新長田合同庁舎の完成、供用開始(令和元年7月～)</li> <li>県が管理する河川の管理権限移譲(一部地域をモデル的に委譲(令和4年4月～))</li> <li>ひょうご神戸スタートアップファンドの設立(令和3年3月～)</li> </ul>
			H29.11.29	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;1&gt;市長、知事</li> <li>&lt;2&gt;副市長、企画調整局長、行財政局長</li> <li>&lt;3&gt;市会代表者2名以内</li> <li>&lt;4&gt;副知事、企画県民部長、神戸県民センター長</li> <li>&lt;5&gt;県議会の代表者2名以内</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県政150周年記念事業の推進</li> <li>兵庫・神戸の活力創出</li> <li>次世代産業の育成</li> <li>広域観光の振興</li> <li>行政サービスの更なる改善</li> </ul>	
			H30.12.17		<ul style="list-style-type: none"> <li>防災対策の推進</li> <li>賑わいを創出するまちづくりの推進</li> <li>ゴールデンスポーツイヤーズを契機とした誘客促進</li> <li>次世代成長産業の創出支援</li> </ul>	
			R1.12.17		<ul style="list-style-type: none"> <li>賑わいを創出するまちづくりの推進</li> <li>交流の基盤となる交通インフラの整備</li> <li>次世代成長産業の創出支援</li> <li>世界的大会等の開催に向けた取組推進</li> </ul>	
			R2.12.15	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;1&gt;市長、知事</li> <li>&lt;2&gt;副市長3名、企画調整局長、行財政局長</li> <li>&lt;3&gt;議長、副議長</li> <li>&lt;4&gt;副知事2名、企画県民部長、神戸県民センター長</li> <li>&lt;5&gt;議長、副議長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症への対応</li> <li>魅力あふれるまち・地域づくり</li> <li>起業・創業の活性化</li> <li>県が管理する河川の管理権限移譲</li> <li>県長緑税の延長</li> <li>今後のスポーツ振興</li> </ul>	
			R3.12.10		<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策</li> <li>魅力あふれるまち・地域づくり</li> <li>スタートアップの創出</li> <li>基幹道路の整備促進</li> <li>持続可能な地域環境の構築に向けた取組</li> <li>神戸2022世界ハーフ陸上競技選手権大会</li> <li>水上オートバイによる危険行為等への対策</li> </ul>	
R4.12.20	<ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;1&gt;市長、知事</li> <li>&lt;2&gt;副市長3名、企画調整局長、行財政局長</li> <li>&lt;3&gt;議長、副議長</li> <li>&lt;4&gt;副知事2名、総務部長、企画部長、財務部長</li> <li>&lt;5&gt;議長、副議長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対策</li> <li>大阪・関西万博に向けた取組の促進</li> <li>基幹道路の整備促進</li> <li>持続可能な地域環境の構築に向けた取組</li> <li>神戸2024世界ハーフ陸上競技選手権大会</li> </ul>				
岡山市	-	4	H28.11.14		<ul style="list-style-type: none"> <li>空港南産業団地の分譲に向けた企業誘致活動</li> <li>空路利用の促進</li> <li>日本遺産の申請</li> <li>「春の鳥城灯籠」&amp;「春の幻想庭園」の開催</li> <li>道路交通基盤整備の推進</li> <li>中国横断自動車道岡山米子線の暫定2車線区間の4車線化</li> <li>女性の活躍推進</li> <li>教育分野での連携強化</li> </ul>	-
			H29.11.20		<ul style="list-style-type: none"> <li>観光振興</li> <li>岡山芸術交流の開催</li> <li>2020年東京オリンピック・パラリンピック等の事前キャンプ誘致</li> <li>少子化対策の推進</li> <li>移住定住の促進</li> <li>国道2号の総合的な渋滞対策</li> <li>美作岡山道路の整備促進</li> <li>水素社会の早期実現</li> </ul> <p>※従前から開催している岡山県知事と岡山市長との懇談会を指定都市都道府県調整会議として位置づけしており、相互の連携強化という懇談会の趣旨に沿ったテーマとなっている。</p>	
			H30.11.16	<1>市長、知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年7月豪雨災害</li> <li>美作岡山道路の整備</li> <li>G20岡山保健大臣会合の開催</li> <li>少子化対策の推進</li> <li>日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」</li> <li>観光振興</li> <li>岡山芸術交流2019の開催</li> </ul>	
			R1.11.1		<ul style="list-style-type: none"> <li>受動喫煙防止対策の推進</li> <li>子宮頸がんの予防</li> <li>外国人施策</li> <li>治水対策に係る連携</li> <li>美作岡山道路の整備促進</li> <li>日本遺産「桃太郎伝説の生まれたまち おかやま」の情報発信</li> <li>東京2020オリンピック・パラリンピックに向けて</li> <li>学校におけるESD・SDGsの推進</li> </ul>	
			R3.11.19		<ul style="list-style-type: none"> <li>岡山県と岡山市の役割分担のあり方について</li> <li>岡山県と岡山市の所有財産のあり方について</li> <li>岡山芸術交流2022の開催に係る連携について</li> <li>デザインレーションキャンペーンに係る連携について</li> </ul>	

指定都市名	会議を開催しない理由	回数	開催年月日	構成員 ※○内数字は下記参照	開催テーマ	会議の実施により効果があった(又は効果が見込まれる)事業及びその時期
広島市	—	8	H28.6.1 H29.2.8 H29.9.13 H30.2.6 H30.9.7 R1.6.10 R2.2.7 R3.2.15	<1>市長、知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オバマ米国大統領広島訪問に係る今後の取組について</li> <li>・伊勢志摩サミット・広島外相会合を契機とした広島県と三重県高校生の交流について</li> <li>・土砂災害に強いまちづくりに向けた連携について</li> <li>・広島港湾計画の改訂について</li> <li>・福祉医療費費負担事業について</li> <li>・地域密着型特別養護老人ホームの整備に伴う県補助金の交付について</li> <li>・指定都市都道府県調整会議の運営について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広島都市圏の活性化について</li> <li>・遠野氏入城400年に向けた取組について</li> <li>・医療・保育・介護人材の育成について</li> <li>・「山・海・島」体験活動について</li> <li>・全国都市緑化フェアの開催に向けて</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第27回国連軍縮会議の広島開催について</li> <li>・イノベーションの推進について</li> <li>・ひろしま都心活性化プランの推進について</li> <li>・中山間地域振興対策について</li> <li>・特産品の海外販路の拡大について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちの活力創出に向けたスポーツ振興について</li> <li>・ひろしま都心活性化プランの推進について</li> <li>・妊娠前から子育て期までの切れ目のない支援について</li> <li>・救急医療体制の整備について</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興への対応について</li> <li>(1) 県市連携による災害復旧事業の早期実現について</li> <li>(2) 観光産業に対する風評被害防止、観光客誘致のための取組について</li> <li>(3) 被災企業等の産業復興に向けた支援について</li> <li>(4) 今回の災害を踏まえた災害対策の再構築等について</li> <li>2 ひろしま都心活性化プランの推進について</li> </ol> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都心の拠点性の向上について</li> <li>・平成30年7月豪雨災害の教訓を生かした避難行動につながる取組について</li> <li>・国際的・全国的スポーツ大会の誘致について</li> <li>・広島港宇部地区のクルーズ受入機能の強化及び周辺エリアの賑わい創出について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組について</li> <li>・都心の拠点性の向上について</li> <li>・避難行動等の研究結果を踏まえた取組と自主防災組織の呼びかけ体制構築について</li> <li>・全国都市緑化ひろしまフェアの開催について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症について</li> <li>・都心の拠点性の向上について</li> <li>・公営住宅における県市の連携強化の検討について</li> <li>・旧広島陸軍被服支隊について</li> </ul>	知事及び市長の間で会議のテーマに関する現状や今後の対応方針を共有できたことから、その後の事務を進める上で、県市の事務方同士の間密な連携につながった。
北九州市	定期的に市長と知事による意見交換会を開催しているため。	0	—	—	—	—
福岡市	市長・知事による協議や意見交換を必要に応じて実施しており、担当者レベルの協議についても、それぞれの行政分野で適時実施している。調整会議の開催以外の取組みで対応できており、福岡市と福岡県の事務処理について、調整会議の開催を必要とする事案がなかったため。	0	—	—	—	—
熊本市	—	4	H29.5.29 H31.1.21 R3.11.24 R5.3.17	<1>市長、知事 <2>副市長 <3>市議会の代表者(議長) <6>副知事 <7>県議会の代表者(議長)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の住まいの確保について</li> <li>・文化・芸術にかかわる行政の連携について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者の住まいの再建(恒久的な住まいの確保)について</li> <li>・国際スポーツ大会(ラグビーワールドカップ、女子ハンドボール世界選手権大会)の推進について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・熊本都市圏における高規格道路の整備について</li> <li>・全国都市緑化くまもとフェア及びアジア・太平洋水サミットの開催について</li> <li>・アフターコロナにおける経済回復に向けた観光分野の連携について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・半導体産業種強化について</li> <li>・国際スポーツ大会に係る連携強化について</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市では、被災者に対する住まいの確保のため災害公営住宅を補充する手段として公営住宅の活用を検討していたが、会議での協議により、昨年度から県営住宅についても提供できることになった(平成30年5月1日)。</li> <li>・会議後、熊本県と熊本市の連携を強化し、県全体の文化芸術の更なる振興を図るため、「熊本県と熊本市との連携による文化芸術の振興に関する覚書」を締結した(平成29年5月29日)。</li> <li>・国際スポーツ大会開催に向けた事務レベルの連絡会議の設置(令和5年3月22日)</li> </ul>

※構成員欄の○内数字は次のことを表している。

- <1>: 指定都市の市長又は包括都道府県の知事(地方自治法第252条の21の2第2項第1号、第2号)
- <2>: 指定都市の市長以外の執行機関の委員長等(同条第3項第1号)
- <3>: 指定都市の市長の補助機関である職員(同条第3項第2号)
- <4>: 指定都市の議会の議員(同条第3項第3号)
- <5>: 包括都道府県の知事以外の執行機関の委員長等(同条第3項第4号)
- <6>: 包括都道府県の知事の補助機関である職員(同条第3項第5号)
- <7>: 包括都道府県の議会の議員(同条第3項第6号)
- <8>: 学識経験を有する者(同条第3項第7号)
- <9>: 指定都市の市長又は包括都道府県の知事以外の執行機関の権限に属する事務の処理について協議を行う場合に、構成員として加えるものとされている当該執行機関の委員長等(同条第4項)

指定都市都道府県調整会議以外の会議の開催状況等

(令和3年1月1日～令和5年7月31日)

指定都市名	会議の名称	回数	開催年月日	構成員 ※◇内数字は下記参照	開催テーマ	会議の実施による成果及びその時期
札幌市	多文化共生社会の実現に向けた北海道と札幌市の連携協議会	1	R3.6.8	札幌出入国在留管理局 審査部門主席審査官 北海道 総合政策部国際局長 札幌市 総務局国際部長 公益財団法人北海道国際交流・協力総合センター事務局長 公益財団法人札幌国際プラザ事務局長	(1)設置要領の改正(構成員の変更)について (2)各構成員の令和3年度の取組について (3)全道的な相談体制の強化に向けた取組について	当協議会では、北海道と札幌市双方の相談窓口における相談実績や対応結果、困難事例・課題ケースの共有を行っており、北海道全体の相談対応力向上や、多文化共生に係る知見や理解の深化につながっている。 また、関係者が顔を合わせてミーティングを重ねることでネットワークが強化され、普段から互いに相談等しやすい関係性が構築できている。
仙台市	宮城県・仙台市保健福祉連絡協議会	2	R3.8 (書面開催)  R5.7.13	・仙台市 健康福祉局・子ども若者局の局長・次長・部長・課長(宮城県保健福祉部の組織と合わせるため、生活衛生課長と公所長を除いている)。 ・宮城県 保健福祉部の部長・副部長・課長	「栗原市立栗原中央病院の結核病棟運営費について」意見交換を行ったほか、「せんだい支えあいのまち推進プランの策定について」他3件について情報を共有した  「心身障害者医療費助成の現物給付化について」他5件について意見交換を行ったほか、「仙台市障害者差別解消条例の改正等について」他11件について情報を共有した	この会議において具体的に課題解決を図れた事案はないものの、県と市の所管部局が一同に会し、意見交換を行い、課題認識を共有するなど、相互理解を深め、連携強化に寄与している。
さいたま市	該当なし					
千葉市	千葉県と千葉市の連携推進会議	2	R3.7.21  R4.12.27	市長・知事	千葉県と千葉市との協議事項について  千葉市消防防災ヘリコプターについて	・R4.12.27の会議では、千葉市消防防災ヘリコプターについて、幅広い活用と県の一部費用負担が基本的な方向性として確認され、その後、県の令和5年度当初予算に消防ヘリコプター維持管理に係る経費が計上された。
横浜市	県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会	1	R4.5.6	神奈川県知事・横浜市長・川崎市市長・相模原市長	持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について	・持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担として、特別自治市構想等大都市制度について四首長で率直な意見交換を行った。今後も、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、三市長のトップレベルでの協議を行っていくことで合意した。
川崎市	県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会	1	R4.5.6	神奈川県知事・横浜市長・川崎市市長・相模原市長	持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について	・持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担として、特別自治市構想等大都市制度について四首長で率直な意見交換を行った。今後も県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、トップレベルでの協議を行っていくことで合意した。
相模原市	県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会	1	R4.5.6	神奈川県知事・横浜市長・川崎市市長・相模原市長	持続可能な行政運営に向けた県と指定都市の役割分担について	今後も、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、三市長のトップレベルでの協議を行っていくことで合意した。
新潟市	ハイレベル国際コンベンション等新潟開催推進会議	1	R3.3.22 (書面開催)	新潟市:政策企画部長、観光・国際交流部長 新潟県:知事政策局長、観光文化スポーツ部長	R3.3.22 テーマ「R2年度の取組み状況の報告(「世界津波の日」高校生サミット、ハイレベル国際コンベンション等新潟開催に向けた今後の取組、ほか)」	本会議における議論を踏まえ、新潟県・新潟市が密に連携して2023年G7関係閣僚会合の誘致に取り組んだ結果、G7財務大臣・中央銀行総裁会議の新潟開催が実現した。
静岡市	該当なし					
浜松市	該当なし					
名古屋市	該当なし					

指定都市名	会議の名称	回数	開催年月日	構成員 ※◇内数字は下記参照	開催テーマ	会議の実施による成果及びその時期
京都市	京都府感染症対策連携協議会	1	R5.7.21	構成団体は以下のとおり(京都府感染症対策連携協議会設置要領から抜粋) (1)一般社団法人 京都府医師会 (2)一般社団法人 京都府病院協会 (3)一般社団法人 京都私立病院協会 (4)一般社団法人 京都府歯科医師会 (5)一般社団法人 京都府薬剤師会 (6)公益社団法人 京都府看護協会 (7)一般社団法人 京都府老人福祉施設協議会 (8)公益社団法人 京都府介護支援専門員会 (9)感染症指定医療機関 (10)京都市(保健福祉局長) (11)京都府保健所(山城北保健所長) (12)京都市長会(宇治市健康長寿部 健康づくり推進課長) (13)京都府町村会(久御山町民生部国保健康課 担当課長) (14)京都府消防長会(救急部会 八幡市消防本部 次長兼署長) (15)京都府保健環境研究所(次長) (16)大阪検疫所(所長) (17)その他感染症に係る協議に必要な関係団体(事務局)京都市	新型コロナウイルス感染症の発生状況と京都府の対応、京都府感染症予防計画の見直し等について	今後の予防計画の見直しに向け、各課題の共有等を行った。
大阪市	副首都推進本部会議	1	R5.2.2	指定都市 大阪市長、大阪市副市長、副首都推進局長、副首都推進局理事2名、堺市長、堺市副市長 都道府県 大阪府知事、大阪府副知事、副首都推進局長(再掲)、副首都推進局理事2名(再掲) その他 大阪府市長会会長(東大阪市長)、大阪府市長会総務文教部会長(藤井寺市長)、大阪府町村長会会長(岬町長)、大阪府町村長会行政部会長(熊取町長)、学識経験者2名	副首都ビジョン改定版(案)について	・第8回副首都推進本部(大阪府市)会議における合意事項に基づき、堺市、大阪府市長会、大阪府町村長会を交えた副首都推進本部会議において、副首都ビジョン改定版(案)が確認された。
	大阪スマートシティ戦略会議	2	R3.8.30 R4.3.24	大阪市 : 市長、副市長、デジタル統括室長 大阪府 : 知事、副知事、スマートシティ戦略部長	「大阪スマートシティ戦略の今後の取組み等について」 「大阪スマートシティ戦略ver.2.0について」	・大阪のスマートシティの実現を推進する指針として、「大阪スマートシティ戦略」を策定し、大阪府、大阪市それぞれの役割や責務に基づき、住民のQoL向上に向けた取組みを進めている。
	大阪児童虐待防止推進会議	1	R3.3.30	【座長】 大阪府知事 【副座長】 大阪市長、堺市長 【委員】 大阪府市長会健康福祉部会長(泉大津市長)、大阪府町村長会環境厚生部会長(田尻町長)、大阪府警察本部生活安全部児童虐待対策官【実務者】 大阪府福祉部長、大阪市こども青少年局長、堺市子ども青少年局長、泉大津市健康福祉部長、田尻町民生部長、大阪府警察本部生活安全部少年課児童虐待対策室児童虐待対策第一担当課長補佐、大阪府中央子ども家庭センター所長、大阪市こども相談センター所長、堺市子ども相談所長	「令和2年度の取組状況等／コロナ禍における子どもの安全確認に関する総括と課題整理／児童虐待防止に向けて検討・実施する取組について」	・オール大阪体制に必要な情報を共有し、児童虐待防止に向けて、次のとおり、積極的な取り組みを進めることを確認 ・オール大阪での啓発活動「子ども家庭総合支援拠点の設置促進」警察との定期的な合同研修「精神科医療機関との連携」の4点の継続実施 ・「SNSを活用した児童虐待防止相談事業」の本格実施 ・「リスク事案における24時間以内の安全確認」「警察との全件情報共有」の2点の通常業務化
	大阪のまちづくりランドデザイン推進本部会議	4	R3.12.24 R4.7.14 R4.11.2 R5.6.26	【大阪府】大阪府知事、大阪都市計画局を担当する副知事、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長 【大阪市】大阪市長、大阪都市計画局を担当する副市長、経済戦略局長、大阪都市計画局長(再掲)、計画調整局長、建設局長、大阪港湾局長(再掲) 【堺市】堺市長、建築都市局を担当する副市長、文化観光局長、産業振興局長、建築都市局長	「新しいまちづくりのランドデザインの策定に向けて」、「今後の進め方」 「新しいまちづくりのランドデザイン 中間とりまとめ(案)」 「大阪のまちづくりランドデザイン(案)について」 「大阪のまちづくりランドデザインの推進に向けて」、「推進本部設置規約の変更について」	・ポストコロナを見据え、大阪・関西万博やスーパー・メガリージョン形成等のインパクトを活かし、東西二極の一極を担う副首都として、さらに成長・発展していくため、大阪都市圏全体を視野に、2050年を目標として、大阪のめざすべき都市像やまちづくりの方向性、その推進の取組等を示す「大阪のまちづくりランドデザイン」を令和4年12月に策定した。
	大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部会議	1	R3.5.11	【大阪府】大阪府知事、副知事、府民文化部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、住宅まちづくり部長、大阪港湾局長 【大阪市】大阪市長、副市長、経済戦略局長、都市計画局長、大阪港湾局長(再掲) 【堺市】堺市長、副市長、文化観光局長、産業振興局長、建築都市局長	「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン(案)」のとりまとめについて	・地域資源を最大限に活用した広域ベイエリアの将来像や整備の方向性について検討を行い、「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン(案)」を令和3年8月にとりまとめた。

指定都市名	会議の名称	回数	開催年月日	構成員 ※◇内数字は下記参照	開催テーマ	会議の実施による成果及びその時期
大阪府	副首都推進本部会議	1	R5.2.2	【大阪府】大阪府知事、大阪府副知事 【大阪市】大阪市長、大阪府副市長 【堺市】堺市長、堺市副市長 【その他】副首都推進局長、副首都推進局理事2名、堺市市長公室長、学識経験者2名、府内市町村代表者4名	副首都ビジョン改定版(案)について	・本会議において、大阪が、平時の日本の成長、非常時の首都機能のバックアップを担う副首都として、『東西二極の一極、さらに、複数の都市が日本の成長をけん引する新たな国の形』を先導するため、大阪がめざす副首都の姿を再定義した『副首都ビジョン【改定版】』(案)についての内容を決定した。
	大阪広域ベイエリアまちづくり推進本部会議	1	R3.5.11	【大阪府】知事・副知事・府民文化部長・商工労働部長・環境農林水産部長・都市整備部長 大阪港湾局長、住宅まちづくり部長 【大阪市】市長・副市長・経済戦略局長・都市計画局長・大阪港湾局長(再掲) 【堺市】市長・副市長・文化観光局長・産業振興局長・建築都市局長	「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン(案)」のとりまとめについて	・地域資源を最大限に活用した大阪ベイエリア全体の活性化に向け、その将来像や取組の方向性について検討を行い、「大阪広域ベイエリアまちづくりビジョン(案)」を取りまとめた。
	大阪のまちづくりグランドデザイン推進本部会議	4	R3.12.24	【大阪府】大阪府知事、大阪都市計画局を担当する副知事、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長	「新しいまちづくりのグランドデザインの策定に向けて」、「今後の進め方」	・ポストコロナを見据え、万博やスーパー・メガリージョン形成等のインパクトを活かし、東西二極の一極を担う副首都として、さらに成長・発展していくため、大阪都市圏全体を視野に、2050年を目標として、大阪のめざすべき都市像やまちづくりの方向性、その推進の取組等を示す「大阪のまちづくりグランドデザイン」を令和4年12月に策定した。
			R4.7.14	【大阪市】大阪市長、大阪都市計画局を担当する副市長、経済戦略局長、大阪都市計画局長(再掲)、計画調整局長、建設局長、大阪港湾局長(再掲)	「新しいまちづくりのグランドデザイン 中間とりまとめ(案)」	
R4.11.2			【堺市】堺市長、建築都市局を担当する副市長、文化観光局長、産業振興局長、建築都市局長	「大阪のまちづくりグランドデザイン(案)について」		
R5.6.26			【大阪府】大阪府知事、大阪都市計画局を担当する副知事、スマートシティ戦略部長、府民文化部長、商工労働部長、環境農林水産部長、都市整備部長、大阪都市計画局長、大阪港湾局長	「大阪のまちづくりグランドデザインの推進に向けて」、「推進本部設置規約の変更について」		
堺市	大阪児童虐待防止推進会議	1	R3.3.30	【座長】大阪府知事 【副座長】大阪市長、堺市長 【委員】大阪府市長会健康福祉部会長(泉大津市長)、大阪府町村会長環境厚生部会長(田尻町長)、大阪府警察本部生活安全部児童虐待対策官【実務者】大阪府福祉部長、大阪市子ども青少年局長、堺市子ども青少年局長、泉大津市健康福祉部長、田尻町民生部長、大阪府警察本部生活安全部少年課児童虐待対策室児童虐待対策第一担当課長補佐、大阪府中央子ども家庭センター所長、大阪市子ども相談センター所長、堺市子ども相談所長	「R2年度の取組状況等/コロナ禍における子どもの安全確認に関する総括と課題整理/児童虐待防止に向けて検討・実施する取組について」	・オール大阪体制で必要な情報を共有し、児童虐待防止に向けて、次のとおり、積極的な取組を進めることを確認 ・「オール大阪での啓発活動」「子ども家庭総合支援拠点の設置促進」「警察との定期的な合同研修」「精神科医療機関との連携」の4点の継続実施 ・「SNSを活用した児童虐待防止相談事業」の本格実施 ・「リスク事案における24時間以内の安全確認」「警察との全件情報共有」の2点の通常業務化
堺市安全まちづくり会議	3	R3.9.22 (書面開催)	堺市:市長・総務局長・市民人権局長・健康福祉局長・子ども青少年局長・堺区長・中区長・東区長・西区長・南区長・北区長・美原区長・消防局長・教育委員会教育監・堺市議会議員	・大阪府警察の取組と堺市の犯罪情勢 ・「堺市安全まちづくり会議活動方針(案)」及び「堺市における地域安全対策の取組(案)」の議決	市、警察、事業者、市民、地域団体等との協働により、犯罪を防止し地域の安全を確保する市民運動を展開することにより、市民が安全に安心して暮らせる地域社会の実現に寄与している。	
		R4.9.2 (書面開催)	大阪府:危機管理室長 その他:大阪府警察堺市警察部・堺警察署・北堺警察署・西堺警察署・中堺警察署・南堺警察署・黒山警察署・大阪府警察本部・堺商工会議所・堺防犯協議会・北堺防犯協議会・西堺防犯協議会・中堺防犯協議会・南堺防犯協議会・黒山防犯協議会・堺市更生保護女性会・堺市自治連合協議会・堺市社会福祉協議会・堺市女性団体協議会・堺市青少年指導員連絡協議会・堺市農業協同組合・堺市PTA協議会・堺市保護司会連絡協議会			
		R5.7.27				
神戸市	兵庫県・神戸市連絡会議	3	R3.5.25 R4.5.16 R5.6.6	指定都市 市長、関係局長 都道府県 知事、関係部長、県民センター長	「新型コロナウイルス感染症緊急事態措置の実施、兵庫・神戸の活力創生、神戸2022世界パラ陸上競技選手権大会に向けた協働、スタートアップの創出」 「新型コロナウイルス感染症への対応、兵庫・神戸の活力創生、世界パラ陸上競技選手権神戸大会について、兵庫・神戸における国際人道支援」 「兵庫・神戸の活力創生、環境分野における協働、観光分野における協働、スポーツ分野における協働」	・神戸市域における課題及び県、神戸市の重要施策等について協議し、意見交換を行った。



指定都市名	会議の名称	回数	開催 年月日	構成員 ※◇内数字は下記参照	開催テーマ	会議の実施による成果及びその時期
岡山市	該当なし					
広島市	広島県・広島市連携のための合同研究会	3	R3.3.29 R3.12.20 R4.12.23	指定都市 企画総務局行政経営部長、行政経営課職員 都道府県 地域政策局地域振興担当部長、都市圏魅力づくり推進課職員、市町行政課職員、総務局経営企画チーム職員	<p>県市が一体となった公営住宅等の効果的・効率的な供給に向けた取組について</p> <p>広島県・広島市で類似する行政サービスの見直しに係る取組の状況について</p> <p>広島県・広島市で類似する行政サービスの見直しに係る取組について</p> <p>市町事務に係る連携・補完の取組について</p> <p>広島県・広島市で類似する行政サービスの見直しに係る取組について</p> <p>権限移譲事務に係る対応について</p>	<p>平成24年2月に県市連携のための合同研究会を設置して、県市がそれぞれ実施している類似の事務事業等について分析を行い、①産業振興(企業支援、産業集積)、②観光振興、③公営住宅、④教育、⑤試験研究、⑥児童福祉、⑦スポーツ・レクリエーションの7分野8項目について、県市の連携や役割分担を整理して、具体的な取組を進めることとした。</p> <p>具体的には、中小企業センター等の「一次相談窓口」の設置や、公営住宅の入居募集業務の共同化、県立広島大学と広島市立大学による連携講座の実施、県緑化センターと市森林公園の一体的な利用促進及び共同管理などを実施しており、これらの取組については、毎年の合同研究会で進捗状況の確認等を行っている。</p>
北九州市	該当なし					
福岡市	該当なし					
熊本市	該当なし					